

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁	
1100010	研究開発用排熱温度差発電設備の法定検査手続不要化	電気事業法第48条、第50条の2、第52条、第55条	電気事業法第48条の規定に基づき、事業用電気工作物の設置又は変更の工事を行う者は、事前にその工事の計画を経済産業大臣に届けなければならない。 同法50条の2に基づき、同設置者は、同電気工作物に対し使用の開始前に自主検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。また検査の実施に係る体制について経済産業大臣若しくは経済産業大臣の登録を受けた者が行う使用前安全管理審査を受審しなければならない。 同法52条の規定に基づき、同設置者は、同電気工作物のうち、定められた圧力以上の圧力が加えられる部分について溶接する場合は、その溶接についてその使用の開始前に溶接事業者検査を行いその結果を記録し、保存しなければならない。また検査の実施に係る体制について経済産業大臣の登録を受けた者が行う溶接安全管理審査を受審しなければならない。 同法55条の規定に基づき、特定電気工作物を設置する者は、定期に当該特定電気工作物について事業者検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。また検査の実施に係る体制について経済産業大臣若しくは経済産業大臣の登録を受けた者が行う定期安全管理審査を受審しなければならない。	現行法で規定されている発電設備を設置した場合に必要な工事計画届出、安全管理審査について、排熱による温度差発電の研究開発及び技術開発を行うことを目的とした発電設備に限り、一定の要件を満たしている場合には、保安レベルを維持した上で、工事計画届出、使用前安全管理審査、溶接安全管理審査及び定期安全管理審査の受審を必要としない特例措置を設ける。	研究開発のための排熱による温度差発電設備に限り、電気事業法に基づく工事計画の届出や安全管理審査の受審の対象としない特例措置を設けることにより、排熱温度差発電に関する研究開発の円滑化及び促進を図る。 具体的には、発電設備を設置した場合に、現行法で必要な工事計画届出、安全管理審査について、保安レベルを維持した上で、これらの受審の対象としない特例措置を設ける。それにより、熱交換器やタービンなどを交換するたびに手続に費やす時間が不要となるため、研究開発時間の短縮が図られ、コストの縮減、研究環境の向上につながる。 提案理由： 伊万里市では、持続可能な社会の形成を目指して、温度差発電の研究開発が盛んに行われており、本市としても、知的基盤の形成や地域経済の活性化に向けて取り組みを行っている。近年、環境問題が国際的課題となっており、未利用である排熱エネルギーの研究開発を促進させる必要があるが、現行法では電気事業法に基づく工事計画の届出や安全管理審査の受審が必要となるため、その手続等に費やす時間も多大なものがある。そこで、本特例措置により手続にかかる時間については、60分の1程度の大幅な時間短縮が見込め、コスト削減や研究開発の促進につながる。 代替措置： ・発電設備については、低温排熱による温度差発電設備であって研究開発の用に供するものに限る。 ・出力が100キロワット未満であること。 ・電線路により当該設備を設置する構内以外の電気工作物と電気的に接続されていないこと。 ・当該設備が電気事業法第39条第1項に規定する技術基準に適合することを確認するための専門委員会が設立されること。	C	-	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体から提出された資料をもとに検討されたい。また、この他、検討材料として必要な資料等があれば、具体的にご教示されたい。	提案主体から提出された資料により検討をお願いします。		100040010	伊万里市、㈱セシス	佐賀県	経済産業省
1100020	認定完成検査実施者が実施する変更工事の手続簡素化	高圧ガス保安法第14条	この軽微変更工事の範囲は、省令(コンビナート等保安規則)において、以下のとおり規定されている。 (1) 高圧ガス設備の取替え(特定設備及びじょ限量1ppm未満のガスが通るものを除き、大臣認定者が製造したものの取替えに限る) (2) ガス設備の変更工事(高圧ガス設備及びじょ限量1ppm未満のガスが通るものを除く) (3) ガス設備以外の変更工事 (4) 高圧ガス設備の撤去工事 (5) 試験研究施設の変更工事で大臣が認めたもの	現在、高圧ガス保安法及びコンビナート等保安規則により規定されている「軽微な変更の工事」の対象拡大を求める。	1 事業の実施内容 次の要件を満たし、かつ茨城県保安等専門委員会による事前審査を受け、承認された者が実施する下記の工事について、新たに変更許可を必要としない「軽微な変更の工事」として取り扱うことを認める。 認定完成検査実施者であること 事業所の組織、保安管理システムにより事前評価を含む確実な変更管理ができる者であること 上記要件を満たす者が実施する変更工事のうち、保安上の問題が生じないと考えられるもの(例示) ・塔槽類の更新、熱交換器の更新、鏡、管板等一部更新、配管の更新、計装導管の更新、ポンプの更新、圧縮機の更新等 ・予備設備の追加、ノズル出し、ペント弁・ドレン弁の追加、計装導管の変更等 2 提案理由 本事業実施(規制合理化)により、対象工事の事前チェックの重複(事業所+都道府県)が解消されるとともに、設計から完成検査まで一貫した変更管理や工期短縮、手続の簡便化等により工程管理が容易となり、コスト削減による競争力強化及び事前チェック体制の充実による保安レベルの向上が見込まれるため。	F		別添資料に軽微変更の拡大対象として提案されている内容について、技術的な観点からの検討が必要である。例えば、じょ限量1ppm未満のガス(毒性ガスの中でも特に毒性の強いガス)が通る高圧ガス設備の取替えについて、簡易な変更工事であるものは軽微変更の範囲に含めることとし、その具体例として配管の更新をあげているが、当該配管の範囲や適用される毒性ガスの範囲について、安全確保の観点から技術的な検討を行う必要がある。また、本提案において、軽微変更の拡大を認める事業者が茨城県保安等専門委員会において事前審査を行うことにより特定することとしているが、当該委員会において審査する項目についても、保安上の観点からその内容について検討する必要がある。したがって、これらの検討に当たっては、提案主体と相談しつつ、高圧ガス保安に係る有識者によって構成される検討会等を立ち上げ、技術的な調査・審議を行うこととする。 なお、当該調査・検討には新たな予算措置が必要となることから、平成20年度に開始することとし、同年度内に結論を得ることとした。			茨城県、三菱化学㈱鹿島事業所、鹿島石油㈱鹿島製油所、JSR鹿島工場、鹿島塩ビモノマー㈱鹿島工場、旭硝子㈱鹿島工場	茨城県	経済産業省			
1100030	高圧ガス設備における軽微変更届条件内の「じょ限量」規制を廃止	高圧ガス保安法第14条	この軽微変更工事の範囲は、省令(コンビナート等保安規則)において、以下のとおり規定されている。 (1) 高圧ガス設備の取替え(特定設備及びじょ限量1ppm未満のガスが通るものを除き、大臣認定者が製造したものの取替えに限る) (2) ガス設備の変更工事(高圧ガス設備及びじょ限量1ppm未満のガスが通るものを除く) (3) ガス設備以外の変更工事 (4) 高圧ガス設備の撤去工事 (5) 試験研究施設の変更工事で大臣が認めたもの	コンビナート等保安規則(第十四条第一項第一号)で、じょ限量百万分の一未満のガスは軽微な変更の工事の対象から除外されている。これを「高圧ガス設備(特定設備及びじょ限量百万分の一未満のガスが通るものを除く)の取替え」の条文内の、「じょ限量百万分の一未満のガスが通るものを除く」の文言を削除し、軽微な変更の工事の対象とする。	軽微な変更の工事は認定試験者(管類)の施工が条件であり、ガスの種類に関係なく工事管理は十分である。 また、以下の理由により、「じょ限量」を判断基準に用いることは妥当ではない。 高圧ガス保安法では、可燃性ガス、毒性ガス等の分類に応じた技術上の基準が定められている。「じょ限量」については、ACGIH(米国労働衛生専門官会議 American Conference Governmental Industrial Hygienists)が勧告を行っている許容濃度値の TLV - TWA を採用しているが、この値は労働安全衛生上における勧告値であり、普通ではなく逐次見直しが行われている。	F		添付資料に示された軽微変更届条件によれば、じょ限量1ppm未満のガス(毒性ガスの中でも特に毒性の強いガス)が通る高圧ガス設備の取替えについて認定試験者が施工した場合は、使用前の検査を全く行うことなく設備を使用できるスキームとなっているところ、1ppm未満の濃度で人体に対する有害性が認められているような毒性が強い毒性ガスについては、何らの代替措置なく、軽微な変更の工事によるとして、使用前検査を全く行わずにその製造設備を稼働させるといったことは保安確保上認められない。 しかしながら、例えば、県が保安専門委員会等を組織して事業所の事前審査を行い、その結果、保安上問題ない認められた事業所においては設備の使用前検査を自ら行えるようなスキームであれば検討の余地もあることから、必要に応じ、代替措置等について提案主体からの相談を受け、提案内容について技術的な検討をすることは可能である。 その場合は、高圧ガス保安に係る有識者によって構成される検討会等を設置して当該調査・検討を行う必要があり、新たな予算措置が必要となることから、平成20年度に開始することとし、同年度内に結論を得ることとした。 なお、同様の提案が他県(茨城県)から提案されており、さらには県の保安専門委員会による事前審査を含めたスキームでじょ限量1ppm未満のガスも対象として検討しているため、これを参考とすることも一案である。	規制緩和の代替措置についても、できる限り地域の使い勝手に配慮したものであるよう検討していただきたい。	本提案内容と同様な提案が茨城県から提案されており、茨城県では既に保安専門委員会が設置され、じょ限量1ppm未満のガスも対象として検討しているため、その動向を確認しながら今後の対応を協議していきたいと考えている。 しかしながら、本提案を実現させる手段として、県が保安委員会を組織して事業所の事前審査を行う検討案以外に他県のやり方があればご教示願いたい。		100350030	大分コンビナート立地企業連絡協議会	大分県	経済産業省	
1100040	「技術」の必要経年数の緩和	出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令 出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令の技術の在留資格に係る基準の1号の特例を定める件(平成16年法務省告示第363号)	申請人が自然科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等の教育を受け又は従事しようとする業務について十年以上の実務経験(大学、高等専門学校高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該知識を習得していることが必要	現在相互認証されている資格・試験以外の民間ベンダー資格などについても相互認証の対象となるよう、国における考え方や拡大にむけた整備を求め、新たに対象となった資格等を有する外国人について、在留資格「技術」において要求される実務経過年数を「10年以上」から「4年以上」に緩和する。	兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、地域経済を支える大きな柱となっている。このようななか、情報産業等においてIT技術者が不足し、海外から優秀なIT技術者を確保しなければならない状況である。即戦力を求める企業では、技術者を雇用する際に民間ベンダー資格など様々な資格・試験を指標としており、相互認証されている国家資格以外のものも専門分野での能力を確認し得るといえることから、当地域において優秀な人材を幅広く確保するために、現在相互認証されている資格等を拡大し、新たに相互認証の対象となった資格等を有する外国人について、実務経過年数を「10年以上」から「4年以上」に緩和することを求めるもの。	C		経済産業省では、1969年創設以来30年以上の歴史を持つ我が国の情報処理技術者試験の経験・ノウハウを活用して、アジア各国(インド、パキスタン、中国、韓国、台湾、フィリピン、タイ、インドネシア、マレーシア、モンゴルの11ヶ国・地域)の試験制度と相互認証を行っているところ。今後とも、相互認証国の拡大を図っていくこととしている。 情報処理技術者試験は、広く情報処理技術者を育成するため、情報技術の背景として知るべき原理や基礎となる技能など汎用性、普遍性が高い知識・技能を問う試験である。他方、民間ベンダー資格は、ベンダーが、自社製品に精通した技術者を認定するための資格であり、特定のソフトウェアや技術等に特化した知識・技術のレベルを問うものである。したがって、情報処理技術者の試験と民間ベンダー資格とは、その目的及び内容が異なるものであり、これらを国家試験間の相互認証の対象とすることは不可能。 なお、情報処理技術者試験と相互認証を行っている外国の国家資格・試験のうち法務大臣が告示で定める国家資格を有し、又は国家試験に合格している外国人については、情報処理技術に関する専門的・技術的知識等を有していること認められることから、当該学歴要件及び実務経過年数要件に関わりなく入国できることとなっている。	既に相互認証を行っている外国の国家資格・試験のなかには法務大臣が告示で定める国家資格・試験から漏れているものがあるが、少なくとも相互認証済みのものについては、法務省と調整の上、全て告示に盛り込むよう検討されたい。	多くのIT技術者は、自身の情報処理能力の証明として民間ベンダー資格を取得して企業に雇用されており、同資格は情報産業界において広く認められている現状にあることから、相互認証の対象となるよう検討を要望しているところである。 しかしながら、同資格の相互認証が難しい場合、国家資格・試験が相互認証されているものについては、法務大臣告示で定められていない国(インド、タイ、台湾、マレーシア、モンゴル)についても告示に追加し、必要経過年数に関わりなく入国できる国が拡大されるよう検討していただきたい。		100930080	兵庫県	兵庫県	法務省 厚生労働省 経済産業省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
110050	自然エネルギー拡大における、電力の固定価格買取制度の導入	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)第3条～第5条	電気事業者(東京電力等一般電気事業者、PPS特定電気事業者)に対して、一定量の新エネルギーで発電した電気を利用することを法律で義務付けている。	自然エネルギーの買取制度において、固定価格買取制度を導入して自然エネルギーの普及をすべきである。	温暖化対策として自然エネルギー(風力、太陽光、地熱、水力、バイオマス)の普及が求められている。日本も「電気事業者による新エネルギーなどの利用に関する特別措置法(RPS法)によって、電力会社などに一定割合の新エネルギー利用を義務付けた。しかし、設定した利用割合が低く、自然エネルギーの普及を停滞させている。現在は、風力発電事業の要望が電力会社の定める割合を超えており、抽選で事業者を選定している。そこで、RPS法のように一定割合で自然エネルギーを受け入れるのではなく、自然エネルギーの普及が進むドイツが取り入れている「固定価格制度」を導入するべきである。「固定価格制度」とは、自然エネルギーを、発電手段別に一定の価格で全量買い取ることを義務付けている制度である。 風力発電などの自然エネルギーにも課題があり、出力が不安定で系統に悪影響を及ぼす可能性がある。そのため、系統整備の費用がかかる。ドイツは、それらの系統費用を電力会社ではなく、消費者に対して「託送費用」としての買い取り価格に上乗せすることで調達した。日本も、系統費用を消費者に負担させ、固定価格制度を導入して自然エネルギーを普及してほしい。	C	-	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法は、経済効率的に新エネルギーを導入するために、その発電に係る追加的なコストを電気の消費者が広く負担することを期待する制度である。その際、電気事業者の需要地と供給地は、地方公共団体の地域と関係なく存在する。一定地域に限って固定価格買取制度とすることは困難。当該提案は特区制度になじむものではない。とご回答頂いたが、ドイツなどは国全体で電力の買取制度を固定価格制度として、国民全体で全国的に新エネルギーにかかる費用を負担している。本提案においても特区だから出来ないのではなく、全国的に対応していくことに関してはどのようにお考えでしょうか。	電気事業者の需要地と供給地は、地方公共団体の地域と関係なく存在するので、一定地域に限って固定価格買取制度とすることは困難。当該提案は特区制度になじむものではない。とご回答頂いたが、ドイツなどは国全体で電力の買取制度を固定価格制度として、国民全体で全国的に新エネルギーにかかる費用を負担している。本提案においても特区だから出来ないのではなく、全国的に対応していくことに関してはどのようにお考えでしょうか。	個人		神奈川	経済産業省		
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号) 輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省薬務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、THC成分が皆無である品種に限ってこの規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。 【提案実現後の事業構想】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクロープとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地(北海道1万ha)の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣設して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。	C	-	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答されたい。	今提案においては、THC成分が皆無である品種についての検討を求めており、「抽出・濃縮によるTHC乱用の危険性」は対応不可の理由とはなり得ない。 また、フランスにおいてはTHC成分が皆無である品種が開発されており、種子の管理・販売は政府委託の下に行われていることから、THC含有については事前に容易に判別でき、その証明は国レベルで保障されるものである。(第11次提案にて参考書類提出) 併せて、「国際条約において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。」とのことであるが、換言すれば「THC成分が皆無の品種は規制対象とならない」と理解するが如何か。	1038010	産業カスター研究会オホーツク麻プロジェクト	北海道	厚生労働省 経済産業省	
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号) 輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省薬務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、THC成分が皆無である品種に限ってこの規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。 【提案実現後の事業構想】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクロープとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣設して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。	C	-	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答されたい。	1070010	株式会社グラスマイル	長崎県	厚生労働省 経済産業省		
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号) 輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省薬務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、THC成分が皆無である品種に限ってこの規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。 【提案実現後の事業構想】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクロープとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣設して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。	C	-	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答されたい。	1072010	株式会社日本ヘンプ	東京都	厚生労働省 経済産業省		

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁	
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻第一238号厚生省薬務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとす。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行う際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、THC成分が皆無である品種に限ってこの規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができるとする。 【提案実現後の事業構想】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクロープとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣設して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。	C	-	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。		右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答されたい。	現在の大麻取締法とその関連制度にはTHC濃度の規制がない。これは法律解説書でも指摘されている。構造改革特区の趣旨と目的から、法的根拠がなくとも(この場合、省令を変えなくても)、特区として先進的な事例をつくらせて検証することはできないのか、種子証明、輸入手続の体制、栃木県と同じ管理体制をどのように整備すればよいのか、単一条約では薬物防止体制を組んだ上で、産産目的には適応しないことと明記している。EUやカナダで薬物防止と産業利用を区別し、THC濃度規制ができていない。日本でもそのような制度構築が実験的にもできない理由はない。もし、できないなら、諸外国と比較して行政能力が著しく劣っていると解してよいのか。		10860010	KAYA	静岡県	厚生労働省 経済産業省
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻第一238号厚生省薬務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとす。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行う際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、THC成分が皆無である品種に限ってこの規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができるとする。 【提案実現後の事業構想】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクロープとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣設して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。	C	-	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。		【THCの含有量が低い大麻であっても、危険性は十分に認めらる。】THC含有率0%の品種も対象でしょうか？【乱用につながる危険性】 栃木県と同じ管理体制をすることで対応可能ではないでしょうか？【大麻種子の段階 - 判別することは極めて困難である。】フランス政府から認められた種子会社の証明書で対応可能であり、輸入手続制度の整備によって対応可能ではないでしょうか？【国際条約 - 規制対象とされている。】その規制は、同条約第28条2で「 産業上の目的のためならば適用しない 」ことが明記されているので、日本国で発芽不能処理をTHCのない栽培用種子まで適用できる輸入規制は、国際条約違反ではないでしょうか？		10890010	(有)ジャパンエコロジープロダクション	東京都	厚生労働省 経済産業省	
110060	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻第一238号厚生省薬務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとす。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行う際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、THC成分が皆無である品種に限ってこの規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができるとする。 【提案実現後の事業構想】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクロープとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地(北海道1万ha)の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣設して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。	C	-	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。		【国際条約において、THCを含有している大麻については、その量にかかわらず規制対象とされている。】その統制(規制)は、同条約第28条2によると産業上の目的のためならば適用しないことが明記されているので、日本国で発芽不能処理をすべての種子に適用した輸入規制は、国際条約違反であると思われる。		1090010	岐阜県産業用麻協会	岐阜県	厚生労働省 経済産業省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁	
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻第一第238号厚生省薬務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行う際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。 【提案理由】 持続可能な社会を再構築する上で、大麻は木材、プラスチックの代替として繊維と茎に活用でき、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考える。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、喫緊の問題である地球温暖化対策として有効であるばかりでなく、離農が進む過疎地等における二酸化炭素排出権取引ビジネスが確立する可能性に期待できる。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の活性化が期待できる。	C	-	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。		右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答されたい。	現在の大麻取締法とその関連制度にはTHC濃度の規制がない。これは法律解説書でも指摘されている。構造改革特区の趣旨と目的から、法的根拠がなくとも(この場合、省令を変えなくとも)、特区として先進的な事例をつくって検証することはできないのか、種子証明、輸入手続の体制、栃木県と同じ管理体制をどのように整えればよいのか、単一条約では薬物防止体制を組んだ上で、産業目的には適応しないと明記している。EUやカナダで薬物防止と産業利用を区別し、THC濃度規制ができていない。日本でもそのような制度構築が実験的にもできない理由はない。もし、できないなら、諸外国と比較して行政能力が著しく劣っていると解してよいか。		10990010	バイオマスタウン宮古島産業用ヘンプ促進プロジェクト	沖縄県	厚生労働省 経済産業省
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻第一第238号厚生省薬務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行う際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。 【提案理由】 広島県では、大朝町(昔は大麻町)、安佐南区(旧佐東町)など麻に由来した地名があり、麻づくり(広島市教育委員会)によると戦前は国内でも有効の産地であったことが伺える。戦後、発展した化学繊維によって、その歴史的な役割は終わって見えたが、特に佐東町史によると「農業が大自然の新陳代謝能力を輪廻応用する生産技術であり、資源有限を、資源無限に延長する職責を担うものである以上、麻栽培が復活する機会が、永久に来ないと考えるよりも「歴史は繰り返す」事実を待つべきかもしれない」とあり、地球環境と地域活性化のための機会が2007年現在、再び来たと解釈できる。諸外国のように大規模栽培できない広島では、中山間地域のために国産麻の実原料の供給を担うことを計画している。幸いことに「あずま」と呼ばれる鯛、いわしなどの小魚の中に炒った麻の実とおからの煮物を詰めたものが郷土料理にあり、これらを背景にした新しい食品産業をつくりだしていきたい。県内に栽培農家がいらないため、種子は海外からの導入になってしまうが、現在の規制によって、次世代に広島県の歴史を受け継ぐ事業ができないのは非常にもったいないことである。	C	-	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。		右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答されたい。	【THCの含有量が低い大麻であっても～危険性は十分に認めらる。】THC含有率0%の品種も対象でしょうか？【乱用につながる危険性】栃木県と同じ管理体制をすることで対応可能ではないでしょうか？【大麻種子の段階～判別することは極めて困難である。】フランス政府から認められた種子会社の証明書で対応可能であり、輸入手続制度の整備によって対応可能ではないでしょうか？【国際条約～規制対象とされている】その規制は、同条約第28条2で産業上の目的のためならば適用しないことが明記されているので、日本国で発芽不能処理をTHCのない栽培用種子まで適用できる輸入規制は、国際条約違反ではないでしょうか？		1108010	有限会社イー・コーポレーション	広島県	厚生労働省 経済産業省
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻第一第238号厚生省薬務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行う際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、THC成分が皆無である品種に限ってこの規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。 【提案実現後の事業構想】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考える。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 熊本県は畳製造とイグサの産地であり、同時に畳表に使う縦糸は、麻系を使用しており、昔から大麻栽培もさかんであった。当社では、麻の実をつかった豆腐を製造販売しているが、カナダからの輸入原料に頼っている。熊本県内に麻栽培農家がいらないため、来年度栽培免許を取得する予定である。そのためにも栽培用の種子の確保は必須事項である。麻はいろいろな製品加工ができ、無駄のない植物であるため、県内の離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図り、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待できる。	C	-	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。		右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答されたい。	【THCの含有量が低い大麻であっても～危険性は十分に認めらる。】THC含有率0%の品種も対象でしょうか？【乱用につながる危険性】栃木県と同じ管理体制をすることで対応可能ではないでしょうか？【大麻種子の段階～判別することは極めて困難である。】フランス政府から認められた種子会社の証明書で対応可能であり、輸入手続制度の整備によって対応可能ではないでしょうか？【国際条約～規制対象とされている】その規制は、同条約第28条2で産業上の目的のためならば適用しないことが明記されているので、日本国で発芽不能処理をTHCのない栽培用種子まで適用できる輸入規制は、国際条約違反ではないでしょうか？		1109010	たしる屋	熊本県	厚生労働省 経済産業省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁	
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻第一第238号厚生省薬務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限り。)を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、THC成分が皆無である品種に限ってこの規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。 【提案実現後の事業構想】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクロープとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣設して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。	C	-	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。		右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答されたい。	【THCの含有量が低い大麻であっても危険性は十分に認めらる。】 THC含有率0%の品種も対象でしょうか？【乱用につながる危険性】 栃木県と同じ管理体制をすることで対応可能ではないでしょうか？ 【大麻種子の段階-判別することは極めて困難である。】 フランス政府から認められた種子会社の証明書で対応可能であり、輸入手続制度の整備によって対応可能ではないでしょうか？ 【国際条約-規制対象とされている】 その規制は、同条約第28条2で「 産業上の目的のためならば適用しない 」ことが明記されているので、日本国で発芽不能処理をTHCのない栽培用種子まで適用できる輸入規制は、国際条約違反ではないでしょうか？		1 1 1 0 0 1 0	高知ヘンプユニオン	高知県	厚生労働省 経済産業省
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻第一第238号厚生省薬務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限り。)を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、THC成分が皆無である品種に限ってこの規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。 【提案実現後の事業構想】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクロープとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣設して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。	C	-	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。			1 1 1 0 1 0	ヘンプリズム志国プロジェクト	愛媛県	厚生労働省 経済産業省		